

洪水時の避難指示等の対象エリアと避難所(指定緊急避難場所)一覧表

(総務部危機管理室、令和 8 年 3 月 31 日現在)

避難の対象 エリア (町丁目)	開設する避難所	所管	所在地	淀川	安威川	山田川	正雀川	神崎川	高川	糸田川	上の川
岸部南 1～3 丁目	大阪学院大学	(学)大阪学院大学	岸部南 2 丁目 36-1	●		●					
南正雀 1～2 丁目											
南正雀 3～5 丁目	大阪学院大学	(学)大阪学院大学	岸部南 2 丁目 36-1	●		●					
	大阪学院大学高等学校	(学)大阪学院大学	南正雀 3 丁目 13-1	●		●					
幸町、吹東 町、川園町	吹田東小学校	市(学校教育部)	幸町 20-1			●					
	済生会吹田病院	済生会吹田病院	川園町 1-2			●					
昭和町、末広町、目俵町、高城町、日の出町	吹田第三小学校	市(学校教育部)	高城町 18-39			●		●			
高浜町、南高浜町、内本町 1～3 丁目	吹田第一小学校	市(学校教育部)	元町 30-35			●		●			
元町、朝日町	吹田第一小学校	市(学校教育部)	元町 30-35			●		●			
泉町 1～4 丁目	吹田第二小学校	市(学校教育部)	泉町 3 丁目 15-18			●		●		●	
泉町 5 丁目、金田町、西の庄町	吹田第二小学校	市(学校教育部)	泉町 3 丁目 15-18					●		●	
寿町 1～2 丁目、清和園町、南清和園町、川岸町、中の島町	吹田第六小学校	市(学校教育部)	南清和園町 43-1			●		●		●	
西御旅町、東御旅町	吹田第六小学校	市(学校教育部)	南清和園町 43-1	●				●			

避難の対象 エリア (町丁目)	開設する避難所	所管	所在地	淀川	安威川	山田川	正雀川	神崎川	高川	糸田川	上の川
南吹田 1～2 丁目	吹田南小学校	市(学校教育部)	南吹田 5 丁目 12-1			●		●		●	
南吹田 3、5 丁目、穂波町、南金田 1 ～2 丁目	吹田南小学校	市(学校教育部)	南吹田 5 丁目 12-1			●		●		●	
南吹田 4 丁目	吹田南小学校	市(学校教育部)	南吹田 5 丁目 12-1					●		●	
垂水町 1 丁目	豊津第一小学校	市(学校教育部)	江坂町 1 丁目 15-42					●	●	●	
垂水町 2 丁目	豊津第一小学校	市(学校教育部)	江坂町 1 丁目 15-42					●		●	
垂水町 3 丁目、江坂町 1 丁目、広芝町	豊津第一小学校	市(学校教育部)	江坂町 1 丁目 15-42					●	●	●	
豊津町、江の木町	豊津第二小学校	市(学校教育部)	江坂町 2 丁目 5-1					●	●	●	
江坂町 2 丁目	豊津第二小学校	市(学校教育部)	江坂町 2 丁目 5-1					●	●	●	
江坂町 3 丁目	江坂大池小学校	市(学校教育部)	江坂町 3 丁目 13-1					●	●	●	
芳野町	大阪府立吹田支援学校	府	芳野町 13-120					●	●	●	
岸部北 4～5 丁目、山田南	岸部第二小学校	市(学校教育部)	岸部北 4 丁目 12-1			●					
山田東 1～2 丁目	山田第一小学校	市(学校教育部)	山田東 2 丁目 33-2			●					
山手町 2～3 丁目	山手小学校	市(学校教育部)	山手町 2 丁目 15-43								●
千里山東 1～2 丁目	千里第二小学校	市(学校教育部)	千里山松が丘 25-1								●
春日 1～3 丁目	千里新田小学校	市(学校教育部)	春日 4 丁目 10-1						●		

避難の対象 エリア (町丁目)	開設する避難所	所管	所在地	淀川	安威川	山田川	正雀川	神崎川	高川	糸田川	上の川
千里山西 1 丁目、円山町	千里第三小学校	市(学校教育部)	千里山西 2 丁目 13-1								●
青葉丘南、新芦屋下	東山田小学校	市(学校教育部)	青葉丘南 15-10		●						
岸部中 1 ～ 5 丁目	岸部第一小学校	市(学校教育部)	岸部中 2 丁目 19-1		●						
岸部新町	岸部第一小学校	市(学校教育部)	岸部中 2 丁目 19-1		●						
樫切山	南山田小学校	市(学校教育部)	千里丘西 9-1		●						
芝田町	岸部第一小学校	市(学校教育部)	岸部中 2 丁目 19-1		●						
藤白台 1 丁目	藤白台小学校	市(学校教育部)	藤白台 3 丁目 3 - 1		●						
平松町	吹田東小学校	市(学校教育部)	幸町 2 0 - 1		●						

※浸水深が浅い箇所においても、屋内安全確保（屋内での上階への避難）または指定緊急避難場所等への自主避難を行うなどの自身の安全確保を行う。

※青葉丘南および新芦屋下は、茨木市の大正川による洪水リスク表示図のエリアに該当するため、茨木市と連携して避難情報を判断し、避難に関する情報を周知する。